



2016年5月13日
株式会社日立製作所
執行役社長兼CEO 東原 敏昭
(コード番号:6501)
(上場取引所:東・名)

株式報酬型ストックオプションの導入に関するお知らせ

株式会社日立製作所(執行役社長兼 CEO:東原 敏昭/以下、日立)は、本日開催の報酬委員会において、日立の執行役に対して、株価条件を付した株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を付与する方針を決定しました。また、執行役に準ずる幹部層である理事に対しても、同様の株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を付与する方針です。

本方針に基づく新株予約権の発行は、取締役会からの委任に基づき、執行役社長が募集を決定し、かつ、各執行役および理事に対して新株予約権の割当を決定することを条件とするものです。

1. 株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の導入の目的

日立は、経営陣が株価変動によるメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、中長期視点に基づく経営を推進し、企業価値の持続的な向上への貢献を一層高めるべく、行使条件として株価条件を付した株式報酬型ストックオプションを日立の執行役および理事に対する報酬として導入する。

2. 株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の内容について

(1)新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、付与株式数)は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、割当日)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2)発行する新株予約権の総数

当事業年度に株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の総数は、24,219個を上限とする予定である。

(3)新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてモンテカルロ・シミュレーションにより算定された新株予約権の公正価額と同額とし、新株予約権の割当てを受けた者(以下、新株予約権者)は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込

みを要しないものとする。なお、当該払込金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5)新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から30年間とする。

(6)新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の執行役、取締役および理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

②新株予約権者が行使できる新株予約権の個数は、次頁記載の株価条件に従い、割当日の属する事業年度の期首から3年間(以下、待機期間)の当社株式に係るTotal Shareholder Return(株主総利回り)(以下、TSR)を同期間における東証株価指数(以下、TOPIX)の成長率と比較し、その割合(以下、対TOPIX成長率)に応じて確定するものとする。

イ 対TOPIX成長率が120%以上となった場合

…割り当てられた新株予約権の個数(以下、割当個数)の全てを行使することができる。

ロ 対TOPIX成長率が80%以上120%未満となった場合

…その度合いに応じ、割当個数の一部しか行使することができない。

ハ 対TOPIX成長率が80%未満となった場合

…割当個数の全てを行使することができない。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8)その他の事項

新株予約権のその他の内容等については、取締役会からの委任に基づき、執行役社長の決定によって定める。

[株価条件の詳細]

- ① 当社TSR(注1)とTOPIX成長率(注2)を比較し、その割合(対TOPIX成長率)(注3)が120%以上である場合、割当個数の全てを行使できる。
- ② 対TOPIX成長率が80%以上120%未満である場合、割当個数の内の一部(注4)しか行使出来ない。
- ③ 対TOPIX成長率が80%未満である場合、割当個数の全てを行使することは出来ない。

(注1)
$$\text{TSR} = \frac{(B-A) + C}{A}$$

A:割当日の属する事業年度の期首(東京証券取引所の休業日にあたる場合はその前営業日)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値

B:割当日の属する事業年度の翌々事業年度の期末(東京証券取引所の休業日にあたる場合はその前営業日)(待機期間終了前に退任した場合には、その退任日(東京証券取引所の休業日にあたる場合はその前営業日))における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値

C:割当日の属する事業年度の期首から翌々事業年度の期末(待機期間終了前に退任した場合には、その退任日)までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額値

(注2)
$$\text{TOPIX成長率} = D \div E$$

D:割当日の属する事業年度の翌々事業年度の期末(東京証券取引所の休業日にあたる場合はその前営業日)(待機期間終了前に退任した場合には、その退任日(東京証券取引所の休業日にあたる場合はその前営業日))における東京証券取引所のTOPIXの終値

E:割当日の属する事業年度の期首(東京証券取引所の休業日にあたる場合はその前営業日)における東京証券取引所のTOPIXの終値

(注3)
$$\text{対TOPIX成長率} = \text{TSR} \div \text{TOPIX成長率}$$

(注4)
$$\text{行使可能な新株予約権数} = \text{割当個数} \times \{(\text{対TOPIX成長率} \times 1.25) - 0.5\}$$

ただし、1個未満の端数は切捨て

■お問い合わせ先

株式会社日立製作所 ブランド・コミュニケーション本部 広報・IR部

〒100-8280 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

[報道関係] 03-5208-9324 (直通)

[IR関係] 03-5208-9323 (直通)

以上